

実施計画の21年度目標について(集中改革プラン)

(5) 財政運営の効率化

①経費全般の見直し及び財政構造の改善

項目	17年度	21年度	改善目標
長中期的財政収支試算に基づく事業実施	継続	継続	財政見直しについてはその年の経済状況等に大きく左右されるが、中期見直しとして交付税の減額に見合った歳出の削減を図り計画的な財政運営を推進する。
マイナスシーリング予算編成方針の継続と歳入予算枠内配分による総額抑制	継続	継続	事業については総合発展計画により推進しながら、全体の事業費について予算的に計画再編し事業課において無理のない事業推進に取り組み、全体的な年次計画の見直しを実施する。
経常経費の節減	継続	継続	歳出削減について各予算項目の点検を実施し、更なる経費削減が出来ないか不断に注意を傾けてゆく。
地方債の総額抑制と高金利債の繰上償還	継続	継続	16年度まで繰上償還の財源をどうにか確保しており今後も繰上償還に努め、財政健全化を確保してゆく。
企業会計及び準企業会計の独立採算運営	実施	継続	特別会計については公共事業の性格と、事業経営の性格があり事業経営については、今までも健全に推移しているものと考えられる。今後もこの基盤を確立し更なる経営努力を実施してゆく。
町単独事業の見直し	継続	継続	費用対効果について検証し、町単独事業の必要性を再度検証してから事業に取り組み、期待の薄いものについては住民に説明し廃止も含め検討してゆく。
町税等滞納者対策の実施	実施	継続	税金だけでなく滞納となるものは同じ世帯が多いことから、管理職による特別対策班を設置し未収金減を図る。

②補助金等の見直し

項目	17年度	21年度	改善目標
補助期間の設定	検討	継続	補助事業の性質を見極め、団体育成等であれば育成期間を定める規定を作成し期間の過ぎたものへの補助を打ち切ることを原則とする。21年までに各団体育成について規定を作成する。
補助金額の上限設定	実施	継続	補助事業の性質を見極め、自己負担の拡充を図りながら補助金の上限を規定により定める。
既存補助事業の見直し	実施	継続	補助団体と現在の町の財政事情について説明し、自立と自己努力の協力を求めながら、補助事業の見直しを実施する。

③使用料等の見直し

項目	17年度	21年度	改善目標
各種施設使用料等	実施		17年度実施できない場合は、再度検討し18年度までに見直す。また使用料については21年度までにその都度検討を続けるものとする。
廃棄物手数料	実施		17年度実施について16年度に検討したが、手数料自体に弊害があるとは判断できず、料金改定に至っていない。21年度までにその都度検討を続けるものとする。
各種検診料	実施		17年度実施に向け16年度に検討し、17年度で実施した。
閲覧手数料	実施		閲覧手数料については料金見直しは必要としなかった。コピー等料金については実費徴収する。
地籍データ利用手数料	実施		コピー等料金については実費徴収する。
町営市場使用料	実施		16年度に検討し17年度見直しを実施した。

④公共工事コストの縮減

項目	17年度	21年度	改善目標
公正な競争入札契約方法の改善	実施	継続	町内外の情勢等により17年度までに全て一般競争入札方式に移れないでいる。
道路及び施設等の規格・構造の見直し	検討	継続	事業自体にこの要望に該当する工事自体の発生が無い。今後の工事についてこのようなことが考えられる工事が出た場合は実情にあった工事施行を実施する。
計画・設計・管理・検査の充実	検討	継続	職員採用を控えながら行政改革を実施しており、専門職員の採用には至っていない。また民間を効率よく利用してゆく方策について研究し、経費の削減と事業費の効率化を図る。